

教育民生常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和元年6月20日(木)午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階605会議室
- 3 事 件
議案第56号 三次市税条例の一部を改正する条例(案)
議案第57号 三次市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例(案)
議案第58号 三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)
- 4 出席委員 桑田典章, 黒木靖治, 竹原孝剛, 保実 治, 横光春市,
弓掛 元, 藤岡一弘
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員
【市民部】上谷市民部長, 今井課税課長, 松岡市民税係長, 山本資産税係長
【福祉保健部】牧原福祉保健部長, 影山社会福祉課長, 道々高齢者福祉課長,
小原社会福祉係長, 畠高齢者福祉係長
- 7 議 事

午前10時00分 開会

○桑田委員長 本日は先ごろの補欠選挙により、藤岡一弘さんが立派な成績で御当選されまして、当委員会のほうに入ってくださいました。よって、今の委員数は7名になります。本日は全員出席ですので、委員会は成立しております。

お諮りいたします。

本日の委員会に傍聴の希望があった場合、これを許可したいと思います、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 それでは、傍聴を許可することといたします。

次に、本日の日程及び審査の方法につきましては、タブレットの教育民生常任委員会の令和元6月定例会のフォルダにありますので、ごらんいただきたいと思っております。

審査の順にありますように、市民部に係る議案1件及び福祉保健部に係る議案2件について、提案説明を受け、質疑をお願いいたします。その後、各議案の討論、採決、意見集約をしたいと思います。

それ以降は、委員長報告について、それから意見書の発議が1件ありますので、それについて、最後、その他の部分で「行政視察研修について」をさせていただきますというふうに思います。

以上の日程で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 では、そのように進めさせていただきます。

(執行部入室)

○桑田委員長 それでは、審査に入りたいと思います。

議案第56号、三次市税条例の一部を改正する条例(案)を審査いたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

上谷市民部長。

○上谷市民部長 それでは、議案第56号、三次市税条例の一部を改正する条例(案)について説明をさせていただきます。

最初に、改正大綱について若干の説明をさせていただきます。平成31年度与党税制大綱において、消費税率10%への引き上げにあわせ自動車税を恒久的に引き下げる等の措置が講じられました。自動車税の恒久減税、車体課税の大幅な見直しを実施をされたところでございます。

軽自動車税においては、環境インセンティブ強化に伴う環境性能割の税率の区分の見直し、グリーン化特例の大幅な見直し、消費税率の引き上げに伴う環境性能率の臨時的軽減措置が規定され、地方税法改正に伴い、令和元年10月1日施行に係るものについて市税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容について説明させていただきます。新旧対照表をもって説明をさせていただきます。

それでは、附則第15条の2の改正について御説明をいたします。

この条は軽自動車税の環境性能割を非課税とする臨時的軽減の規定を新設するものでございます。消費税率改正に伴い、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間において取得した車で、現行税率1%であった令和2年度燃料基準達成車等を非課税とするものでございます。

続いて、附則第15条の2の2の説明をいたします。これは前条、附則第15条の2を新設したことに伴う条ずれによる改正になります。

この条は環境性能割の賦課徴収の特例を新設するもので、環境性能割の客体について国土交通大臣の認定を基準としたものでございます。第2項においては客体認定を、第3項は不正利得のみなし規定、第4項は不正利得の罰則規定を設けたものでございます。

続いて、附則第15条の6へ移らせていただきます。

附則第15条の6第3項、この規定におきましては、附則第15条の2の非課税の適用と同様、軽自動車税の環境性能割税率を1%とする臨時的軽減の規定を新設するものでございます。現行2%を1%とするものでございまして、該当する車両につきましては、ハイブリッド車等の平成27年燃料基準プラス10%達成車等が該当する車両になります。

続きまして、附則第16条の説明をさせていただきます。

この条は軽自動車税の種別割の重課の規定を整理し、令和2年度及び令和3年の分の軽課を新設するものでございます。重課と申しますのは、経年車重課税でございまして、新車、新規登録されてから13年を経過した車両、おおむね標準税率に20%を加算するものでございまして、このたびの改正につきましては、グリーン化特例軽課税について規定するものでございます。第2項においては、おおむね75%を軽減する規定でございまして、下段の表をごらんいただきますと、例えば第2号、ア(2)につきましては、標準税率3,900円に対して75%軽減する1,000円、この1,000円を令和2年、令和3年度においては適用するというものでございます。第3項につきましては、おおむね50%を軽減する措置でございまして、第4項につきましては、おおむね25%を軽減するという規定でございまして、

続いて、附則第16条の2の説明をさせていただきます。

この条は種別割の新規に伴っての文字の修正になります。軽自動車税の賦課徴収、それを軽自動車税の種別割を加えた改正になります。

以上、簡単ではございますけれども説明とさせていただきます。よろしく御審査いただき、御可決いただきますようお願いいたします。

○桑田委員長 ありがとうございます。では、質疑をお願いしたいと思います。

弓掛委員。

○弓掛委員 軽減ですので、どのぐらいの、全体で市税のほう下がっていくんですか。

○桑田委員長 上谷部長。

○上谷市民部長 軽減分で言いますと、例えば令和元年度の予算ベースで御説明させていただきますと、軽減につきましては、75%適用はございません。50%適用については246台客体がございまして、132万8,400円がそれに該当いたします。25%適用につきましては、420台客体がございまして、それに相応する税額は340万2,000円になります。よって、そのものは軽減にはなりますけれども、重課税というものがございまして、重課税適用車が2,159台ございまして、税額でいいますと2,785万1,100円でございます。これがおおむね20%を加算することになりますので、トータル的には税収的には伸びるということになります。

○桑田委員長 だから、その重課税の対象になる車に乗っている人というのはしょうがない。

○上谷市民部長 環境性能割ということでございまして、環境性に応じて、いわゆる環境性に悪いという古い車体ということなんです。ちなみに、例えばこの令和元

年から、今年度からこの重課税が加算される車両につきましては、平成17年4月から18年3月の間に初年度検査を受けた車両、この車両について、いわゆる13年経過になりますので、この車両については重課税ということで標準税率に加算した税額ということになります。13年経過ですから、かなり古い車両になります。軽トラ等が多くございます。

○桑田委員長 弓掛委員。

○竹原委員 今、軽自動車は何台あるのですか。

○桑田委員長 上谷部長。

○上谷市民部長 全体の客体を言いますと、予算ベースで申しますと3万3,456。ちなみに、バイクだけで申しますと2,867。その差し引きが、いわゆる3輪以上ということになろうかと思えます。中には農耕作業用もございまして、農耕作業用につきましては、小型特殊で農耕作業用は4,799で、小型特殊が226台ございます。

○桑田委員長 竹原委員。

○竹原委員 軽自動車は増える傾向にあるんですか。

○桑田委員長 上谷部長。

○上谷市民部長 平成29年度当初予算ベースで言いますと、ほとんど現状と変わりませんが、平成29年度が3万3,320台です。30年度、3万3,015、若干ちょっと目減りをしていますけども、先ほど言いました31年度、今年度は3万3,456ということで、ある意味横ばいです。

○桑田委員長 ほかにありますか。

横光委員。

○横光委員 10月1日になってこういうことは、これは消費税に伴うものと言いながら、消費税がもし上がらなくても施行はすべきで、実際あるということになりますよね。

○桑田委員長 上谷部長。

○上谷市民部長 これはもう既に地方税法の改正がされておりますので、それにあわせた形の中での税制改正ということになります。

○桑田委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 ないようでしたら、以上で議案第56号の審査を終わります。

市民部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部入れかえ)

○桑田委員長 それでは、議案第57号、三次市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例(案)を審査いたします。

提案理由の説明をお願いします。

牧原福祉保健部長。

○牧原福祉保健部長 皆さん、おはようございます。福祉保健部です。議案第57号、三次市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

今回の改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正により、災害援護資金の貸付利率は3%以内の利率として、また、保証人の要否についても市町の判断により条例で定めることが可能となったものです。これにより低利率での貸し付けが可能となり、被災者の返済負担を軽減し、被災者支援を充実強化できるよう、関係条例である三次市災害弔慰金の支給等に関する条例を一部改正しようとするものです。

以上、御審査のほう、よろしく願いいたします。

○桑田委員長 ありがとうございます。それでは質疑をお願いいたします。

弓掛委員。

○弓掛委員 これ、実際にどれだけ今利用されておるのか教えていただけますか。

○桑田委員長 影山社会福祉課長。

○影山社会福祉課長 災害援護資金の貸し付けにつきましては、現在のところ申請件数はゼロ件でございます。

○桑田委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 その災害の程度とかというのは、もう全部規定があるということですかね。何でもかんでもということじゃないと。

○桑田委員長 影山課長。

○影山社会福祉課長 この対象となる災害というものは、災害救助法が適用された災害というふうに位置づけられておりますので、ある一定程度以上の災害ということになります。

○桑田委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

竹原委員。

○竹原委員 貸付額は最大いくらか。

○桑田委員長 影山課長。

○影山社会福祉課長 まず前提として、世帯主が負傷している、1カ月以上の負傷があるかないかというところで区分けがされます。いずれにせよ、住居の全体が滅失、流失した場合という最大になろうと思います。その場合の貸付限度額は350万円というふうになります。

○桑田委員長 横光委員。

○横光委員 これは世帯主の収入は関係あるのか。

○桑田委員長 影山課長。

○影山社会福祉課長 所得制限の額というふうに定めがありまして、世帯員が1人、2人、それから5人以上という区分ごとに、市町村民税における前年の総所得金額、それが幾らまでという定めがあります。したがって、世帯人員によって取得の限度額が決まっておるところといったようになります。

○桑田委員長 この三次市災害弔慰金の支給等に関する条例、これを市民の方にはどのように知らせているのか。

影山課長。

○影山社会福祉課長 三次市のほうで、この災害救助法の適用を受けたのが、昨年の7月豪雨が初めてだろうと思います。その際には、この災害弔慰金も含め、もろもろの災害支援施策というものを一覧にまとめたものを広報させていただく中で、こういう貸し付けもありますということは広報させていただいております。

○桑田委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 ないようですので、以上で議案第57号の審査を終わります。

続いて、議案第58号、三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)の審査をいたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

牧原福祉保健部長。

○牧原福祉保健部長 続きまして、議案第58号、三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について御説明申し上げます。

今回の改正は、三次市角利老人会館、三次市沖江老人集会所の2施設を普通財産に変更することに伴い、関係条例であります三次市老人集会施設設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。その内容は、条例別表から当該老人集会施設の名称及び位置を削ろうとするものであります。

以上、御審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○桑田委員長 ありがとうございます。それでは、質疑をお願いします。

弓掛委員。

○弓掛委員 こういう老人関係の福祉会館ですけども、三次市全体で幾らぐらいあって、今後こういうふうに減らしていくかどうか、その見通しをお願いいたします。

○桑田委員長 道々高齢者福祉課長。

○道々高齢者福祉課長 老人集会施設でございますけれども、合併当初、平成16年7月1日の時点では36施設ありました。現在のところ9施設となっております。このたびこの2施設を削除ということになりますと、残りが7施設といった状況であります。

○桑田委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 この残り7施設は、今後の見通しといたしますか、減るのか増えるのか。ちょっと見通しをお願いします。

○桑田委員長 道々課長。

○道々高齢者福祉課長 残りの7施設でございますけれども、6施設につきましては、処分に向けてといたしますか、その方向で確認のほうはできております。

○弓掛委員 6施設がなくなるの。

○道々高齢者福祉課長 はい。6施設については、譲渡を受けていただけるというところで確認をほうはできております。残り1施設につきましては、施設のほうが老朽化しているところもありまして、そこにつきましては近くにコミュニティセンターもありますので、指定管理で今行っておりますけど、指定管理施設でありますけれども、来年度が指定管理の期間が切れますので、それをもってそのところはもう施設の管理はしない、譲渡も受けないというところで確認はできて、地元と確認はできている状況です。

○桑田委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 要するに、近いうちに全廃というイメージですね。

○道々高齢者福祉課長 そうですね。まずは、この条例からは落として普通財産にということになるかと思っておりますけれども、そのところは最終的にはちょっと地元のほうでも鋭意協議をしているようでございますので、そのところは後で地元のほうが協議をする中で、最終的な方向は決められると思います。老人集会施設としては今後使わないということで話は聞かせていただいております。

○桑田委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 要は、代替物があるという認識ですね。

○道々高齢者福祉課長 そうですね。

○桑田委員長 横光委員。

○横光委員 議会のときにも言ったんですが、譲渡に向けて、それぞれ譲渡を受けたら、下水道とか修理が始まったら費用はかなり要る。地元の費用がね。それはようようお話ししとっていっとかんと、後どうなってもええということが時々、うちらでもありましたんでね。うちらは、私、支所長のときにほとんどやられましたからあれですが、そういう問題の起きないようにしとかないけんの。修繕もして返すのでしょうが、かなりあるんだと思うんですが、できる限り要望をかなえてあげていただきたいということが一つと、あとはまだコミュニティ施設ということで、各地域から集会所の要望というのが、新しく建ててくれというのが出てくるかしらんので、行政の状況によっちゃ老人集会所で建てるとか、多目的で建てるとかになろうと思うんですけど、そういう方向というのは、今のところ計画はないんですね。

○桑田委員長 牧原部長。

○牧原福祉保健部長 先ほどの地元の調整につきましては、特に留意をして進めたいというふうに思います。

今後のことにつきましては、まだ方向性というのは出ておりませんが、多分老人集会所としての設置は今のところ予定はないという。地域集会所につきましては、また地域振興のほうでも協議ということになろうと思いますので、申しわけございませんが。

○桑田委員長 藤岡委員。

○藤岡委員 ちょっとわからないので教えていただきたいんですけども、先ほど弓掛委員が質問された残りの7施設についての、6施設については譲渡が決まっていると、残り1つの施設については来年度末で管理をしないということではあったんですけども、管理をしないということはどういうことなのか。建物自体は残るんですか。

○桑田委員長 牧原部長。

○牧原福祉保健部長 普通財産に置いたまま放置をするような形になろうと思います。行政管理ということで、使用できないとか、そういうものではございません。

○桑田委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 ないようですので、以上で議案第58号の審査を終わります。

福祉保健部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部退室)

○桑田委員長 それでは、2番目になるんですけど、委員会審査報告書に沿って議案ごとに討論、採決を行いたいと思います。議案第56号から順に討論、採決をさせていただきたい。

それでは、議案第56号について討論をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 討論がございませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第56号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

それでは、議案第57号について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第57号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

それでは、次に、議案第58号について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第58号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

以上で採決を終わります。

それでは、3番目の委員長報告ですが、今回の議案の報告に付すべき意見があればお願いします。

弓掛委員。

○弓掛委員 先ほどの環境性能の分で、増減があると思うんですけども、ただ単に上げてするんじやのうて、上げ下げするんじやなくて、やっぱりこうこうこうなんでこういう上げ下げをしますという、そんな周知徹底が必要なのかなと。

○桑田委員長 今の弓掛委員の意見について。

横光委員。

○横光委員 突然に税金が上がるというのは非常に厳しく感じますので、やはり説明を付して納付書を送るとかということがいいんじゃないかというふうに思います。だから、今の通知書にしっかり、そのようなものをつけると。

○桑田委員長 それはもう当然ですよ。

横光委員。

○横光委員 老人集会所の分ですが、譲渡にあってはやっぱり地元協議を十分にしておいて、負のこととか、どういう負担がかかるということをはっきり説明して、話をしていくということが必要だというふうに思います。それと、地元要望をやっぱり聞いて、落ちのないようにして譲渡するということが必要だというふうに思います。それもつけていただきたいと思います。

○桑田委員長 説明は十分に理解できるように丁寧な説明をしてもらう、それと、譲渡する際は十分な今のあれをして、譲渡するようにと。

○保実委員 皆さん、教えてください。毎年、大きい金額じゃないんじやが、集会所の改修費が200万かな、あれがついとる。それを委員長報告の中で入れることはできんかいな。譲渡してもろた分の後に対しての改修費を増額せえと。200万じゃ足らん。

○桑田委員長 譲渡した後に、何かしたいというたときの上限が200万だけ

ど、それじゃちょっと足りないよ。

○保実委員 総予算が200万ぐらいやもの。

○桑田委員長 200万で半分出して、その200万じゃ思うような改修はできないところがあると。

譲渡する分の対象にならんものもありますからね。譲渡するけ、直してくれい
うても、屋根じゃ瓦はするけど、ここらの冷蔵庫じゃ何じゃいうのはできへん。

譲渡後のそのものの上限の増額を検討してくれと。

○横光委員 残ったときの後の地域集会所としての修繕に対して、修繕等の事業
経費の限度額を上げること。事業経費が200万、補助対象限度枠を上げるこ
とじゃけん、200万で100万ほどくれるんじゃけん、500万にして250
万にする。

○桑田委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 ないようでしたら、それでは案文の作成につきましては正副委員
長に御一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 それでは、そのようにさせていただき、後日タブレットに入れさ
せていただきますので、よろしくお願いいたします。

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和元年6月20日

教育民生常任委員会

委員長 桑 田 典 章